

令和8年度木材の生産・流通特性を踏まえた合理的な価格形成促進事業 仕様書

1 目的

林業・木材産業においては、物価高騰や人材不足の深刻化、安全対策の徹底等による各種コストの上昇が続く一方、住宅分野における木材需要の減少等により、再造林経費を含む必要なコストを価格に転嫁しにくい状況となっており、木材を持続的・安定的に供給していくためには、サプライチェーンの各段階における価格転嫁に業界全体で取り組んでいく必要がある。

本事業は、こうした状況を踏まえ、持続可能な木材供給体制の構築に向けて、再造林を含む合理的な費用を考慮した木材価格の形成を促進するため、木材流通の各段階におけるコスト構造や取引実態の調査、コストデータの整理・伝達方法の検討を行うとともに、合理的な価格形成に向けた試行的な取組等を通じた課題の抽出・分析等を行うものである。

2 内容

本事業において、受託者は、次の(1)から(6)までに掲げる内容を実施すること。なお、実施に当たり、事業内容の詳細については、受託者から林野庁林政部木材産業課流通班(以下「林野庁担当者」という。)に具体的な提案を行い、協議の上、決定すること。

(1) 検討委員会の設置

(2)から(5)までの実施に当たり、専門的な見地からの助言等を得るため、有識者4名程度で構成される検討委員会(以下「委員会」という。)を設置し、この運営を行う。委員会は、本事業期間中に2回程度開催する。なお、委員会の委員については、素材生産、木材加工、木材流通、価格形成等の有識者を含めることとし、林野庁担当者調整の上で決定する。

委員会の設置・運営に含まれる業務内容は、会場の確保・運営、委員の出席調整、会議資料、議事要旨及び議事録の作成等の事務局機能とし、以下によること。

ア 委員会の開催は、林野庁担当者の了解を得てからとすること。

イ 委員会の開催方法は、必要に応じてWeb会議方式併用とし、会場を設定する場合は、東京23区内とする。また、各委員のアクセスを考慮した立地を選定する。

ウ 会議資料は、林野庁担当者の了解を得た上で、委員会開催の1週間前までを目安に委員へ到達するよう、事前に送付すること。

エ 委員から指摘等があった場合には、その内容を林野庁担当者に共有し対応方針を決定した上で、委員へ対応すること。

オ 委員会開催後は速やかに議事要旨及び議事録を作成し、出席者全員から内容の確認を受けること。

カ 委員会開催に要する費用の一切は、受託者が負担すること。

(2) コスト構造調査

木材のサプライチェーンにおける川上から川下までの関係者を対象に、素材生産(立木の調達を含む。)から木材加工・販売(プレカットを含む。)に至る取引段階ごとの

生産・流通・販売に要するコストや当該コスト構成等をアンケートやヒアリング、既存資料の活用等により調査する。その際に、生産品目やそれぞれの生産割合、副産物の利用方法、販売委託や直接出荷等といった販売形態、入札や相対協議等といった価格決定方法など、コスト構造に関係する事項についても調査を行う。

また、調査結果について集計・分析を行い、各流通段階におけるコスト構造について整理・見える化し、川上から川下までの関係者に対し、木材の生産・流通に係るコスト構造を共有するための資料の案を検討し、提示する。資料案については、個者・個別の商品が特定されないものとする。

なお、調査に当たり、主に以下の点に留意すること。

- ・ 同一地域、同一品目において、大規模サプライチェーン、中小規模サプライチェーンの2パターンを調査することとし、各業種それぞれ3者以上にヒアリングを行うこと。調査対象、集計・分析方法は、受託者が企画し、林野庁担当者と協議した上で決定する。
- ・ 各種公的統計等の活用を含めて、効率的な実施方法を検討すること。
- ・ 調査項目(費目)を、「原材料費」、「エネルギー費」、「労務費」、「輸送費」、「その他」等のように簡素化するなど、調査協力数を増やすための手法を検討すること。
- ・ 関係団体等の協力を得て実施すること。受託者は、林野庁担当者と協議の上、調査対象者に対して、謝金等を支払うことを可能とする(謝金対象者が謝金の受取を辞退した場合等はこの限りではない。)

(3) コストデータの整理・伝達方法の検討・提案

(2)の調査・分析結果を踏まえ、円滑な価格交渉に向けたコストデータの整理・伝達方法を検討する。具体的には、木材流通の各段階における合理的な木材価格の算定に必要なコストデータやその算定方法について検討し、当該価格を踏まえた価格転嫁の検討に活用できるツールを試作するとともに、当該ツールを用いた効果的な価格交渉の方法について提案する。ツールについては、パソコンやスマートフォンなど電子媒体で動作するものとする。

なお、これらの検討等に当たっては、複数の事業者へ算定方法の妥当性やツールの操作性・利便性などについてヒアリング等を実施し、その結果を踏まえることとする。

(4) 取引実態調査

木材を取り扱う事業者に対してWebを用いたアンケート調査(詳細は以下の※を参照)を実施する。アンケート調査の対象となる事業者に対しては、Webで回答できるよう、電子メールや郵送等により案内し、回答画面のUIや回答機能を工夫するなどして、回収率の向上を目指す。

また、当該アンケート調査に回答した事業者のうち、林野庁担当者と協議し選定した事業者(10者程度)に対して、取引の状況などについて詳細な調査と分析を行う。

なお、アンケート調査の対象は、事業者負担軽減の観点から、(2)の調査内容と重複しない、類似の他の調査の送付先事業者にはなるべく送付しないようにするなど、工夫をすることとする。

※ アンケート調査等の詳細

①アンケート調査の発出先

アンケート調査の内容に係る業種を対象とし、受託者からの提案に基づき、林野庁担当者と協議の上、確定する。

②アンケート調査形式・内容

10～20問程度の選択・記述式のアンケート票について、各事業者自身の取引状況を踏まえ、回答を求めることを想定しており、質問内容は、価格転嫁を阻害すると考えられる商慣習に関するもの(例えば、運賃込み単価や坪単価での取引の実態、問題点など)とし、林野庁担当者に協議した上で決定する。

(5) 合理的な価格形成に向けた試行的取引を通じた課題の調査・分析

川上から川下までの事業者が連携して木材の生産・販売等に取り組んでいる事業者グループを3件程度選定し、当該グループが試行的に行う、収益向上に向けた生産・流通体制の見直しや需要開拓等の取組を通じ、合理的な価格形成に向けた課題の整理や対応方向の検討を行う。事業者グループの選定に当たっては、受託者の提案や林野庁が提供する情報等を基に、(1)の検討委員会において決定する。

なお、受託者は、林野庁担当者と協議の上、試行的な取組を行う事業者に対し、取組に必要な経費を支払うことを可能とする(取組を実施するために直接または追加的に必要となる経費(1グループ当たり100万円程度。施設整備や各種認証取得等に係る経費は除く。))とし、対象経費は林野庁担当者と協議の上、決定する。)

(6) 事業成果の周知等

川上から川下までの関係者が合理的な価格形成について理解を深めるための協議会を開催し、(2)から(5)までの成果の周知や意見交換等を行う。

協議会については、本事業期間中に、中央で2回程度、全国7地区で1回程度、それぞれ10～20名程度の参加を想定して開催する。詳細な実施内容については、林野庁担当者と協議した上で、決定する。

なお、会議の開催等に要する費用の一切は、受託者が負担する。また、受託者は、会議出席者に対して、謝金を支払うことを可能とする(対象者が謝金の受取を辞退した場合等はこの限りではない。)

3 調査実施期間

委託契約締結日～令和9年3月19日(金)

4 成果品

(1) 提出物

調査報告書 5部、電子媒体(CD-RまたはDVD-Rの光学式ディスク)2枚

※報告書についてはMicrosoft Word(doc又はdocx形式)、調査データ等についてはMicrosoft Excel(xlsm又はxlsx形式)とし、報告書に記載した表及びグラフ等については、必ず作成に使用したExcelデータを添付する。

※納入する電子媒体については、提出する前にウイルスチェックを行い、ウイルスチェ

ックを行った日時、ソフト名、バージョン及びパターンファイルのバージョンを記載したラベルを添付すること。

(2) 提出(納入)先

林野庁林政部木材産業課流通班(本館7階ドアNo.本728) 尾近、増田、高島

(3) 提出期限

令和9年3月12日(金)

5 環境配慮のチェック・要件化(みどりチェック)の実施

受託者は、事業の実施に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、関連する環境関係法令を遵守するとともに、事業の最終報告時に環境配慮のチェック・要件化(みどりチェック)(様式1)を提出し、発注者の確認を受けること。なお、様式1のAからカまでの各項目についての実施に努め、チェックを入れること。

6 その他

(1) 受託者は、原則、提案書のとおり事業実施するものとする。

(2) 受託者は、実施スケジュール及び実施体制を契約締結後10日以内に提出する。

(3) 受託者は、本事業についての林野庁担当者との打合せを、業務着手時、2(1)～

(7)実施前、報告書取りまとめ前において行うほか、林野庁担当者から求めがあった場合は、速やかに行う。打合せ終了後は、打合せの内容、対応方針、対応状況について取りまとめの上、1週間程度を目安に、林野庁担当者へ提出する。

(4) 林野庁担当者は、本事業の進捗状況等に関して事業の目的を達成するために必要な指示を行うものとし、受託者はこの指示に従うものとする。

(5) 受託者は本事業の遂行に当たって再委託を行う場合は、事前に支出負担行為担当官林野庁長官の承認を受けるものとする。

(6) 林野庁からの貸与物件については、本事業の遂行のためにのみ利用するものとし、本事業と無関係の部署及び再委託契約者以外の他者への譲渡並びに本事業の遂行目的以外でのデータの複製は禁止する。また、貸与物件は、本事業の完了までに返却するものとし、データを複製した場合は、契約履行後に全て消去する。

(7) 受託者は、本事業の遂行に当たり知り得た事項について、契約期間に関わらず外部に漏らしてはならない。

(8) 受託者の責に帰すべき事由により、林野庁又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。

(9) 本業務の受託者は、成果物等について、納品期日までに林野庁に内容の説明を実施して検収を受けること。検収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修、交換などを行い、変更点について林野庁に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品すること。なお、調査報告書は、案の段階で事業完了の2週間前までに林野庁担当者へ送付し、指示や指摘を受けた場合は必要な対応を行った上で、最終版を提出する。

(10) 本事業における成果物の著作権及び二次的著作物の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。)は、受託者が、本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て林野庁に帰属するものとする。

る。

林野庁は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるとともに、任意に開示できるものとする。

本件に関する権利(著作権法第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。)及び成果物の所有権は、林野庁から受託者に対価が完済されたとき受託者から林野庁に移転するものとする。

納品される成果物に第三者が権利を有する著作物(以下「既存著作物等」という。)が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、本事業の受託者は、当該既存著作物の内容について事前に林野庁の承認を得ることとし、林野庁は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。

受託者は林野庁に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。

- (11) 本事業における人件費の算定に当たっては、別添の「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に従って行うものとする。なお、発注者は受諾者から提出された人件費の算定について確認するため、原則として人件費単価表(受諾者が組織として人件費単価を定めている場合)又は実際に従事する(した)者の給与明細を確認する。
- (12) 本事業の実施に当たっては、受託者は、関連する環境関連法令を遵守するとともに、生物多様性への悪影響防止や環境負荷低減に配慮した事業実施及び物品調達、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全、事務所や車両・機械などの電気や燃料の不必要な消費を行わない取組、プラスチック等の廃棄物の削減、資源の再利用等に努めるものとする。
- (13) 詳細な事項及び本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、林野庁担当者と受託者が打合せを行い、決定する。

みどりチェック実施状況報告書

事業名	
事業者名	
担当者・連絡先	

以下のア～カの取組について、実施状況を報告します。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・対象となる物品の輸送に当たり、燃料消費を少なくするよう検討する（もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携する）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・対象となる物品の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・農林水産物や加工食品を使用する場合には、農薬等を適正に使用して（農薬の使用基準等を遵守して）作られたものを調達することに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用可能なものを調達することに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に使用する資材について、プラスチック資材から紙などの環境負荷が少ない資材に変更することを検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・資源のリサイクルに努めている（リサイクル事業者に委託することも可）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用するプラスチック資材を処分する場合に法令に従って適切に実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）	/	/

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・近隣の生物種に影響を与えるような、水質汚濁が発生しないよう努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・近隣の生物種に影響を与えるような、大気汚染が発生しないよう努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・施工にあたり使用する機械や車両について、排気ガスの規制に関連する法令等に適合したものを使用する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）	/	/

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
<ul style="list-style-type: none"> 「環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）チェックシート解説書－民間事業者・自治体等編－」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> 事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> 従業員等向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> 作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュアル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するように努めている。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> 資機材や作業機械・設備が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努めている。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> 作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> 労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> その他（ ） 	/	/

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由
 （ ）